

## インフルエンザによる欠席期間の報告書（幼稚園）

## 保護者様

- インフルエンザと診断された場合は、幼稚園へご連絡ください。
- インフルエンザの場合、以下の2つの条件を満たさなければ登園できません。
- ①発症した後5日経過している ②熱が下がった後3日（幼児の場合）経過している  
（学校保健安全法施行規則第19条） ※この間は、「出席停止」の扱いになります
- 登園する日に、必要事項を記入したこの報告書を幼稚園に提出してください。  
（医療機関で書いてもらう必要はありません。）
- この報告書は、本園ホームページからダウンロードできます。

神戸市立園長あて

《インフルエンザ罹患者》 \_\_\_\_\_ 組 名 前 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

医療機関で  
お聞きください

《例》

		発症後、最低5日間は登園できません							
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	<b>1/26</b>		
熱が下がった日に○		○	1日目	2日目	3日目		<b>登園可能</b>		
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	<b>1/28</b>
熱が下がった日に○					○	1日目	2日目	3日目	<b>登園可能</b>
<b>熱が下がった後3日を過ぎるまでは登園できません</b>									

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
熱が下がった日に○									

《受診した医療機関》 \_\_\_\_\_ 《受診日》令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## インフルエンザのご家庭での注意点

- ・元気がなくなった、何度も吐く、咳で夜眠れないなど、いつもと違うと思われたなら、早めに受診してください。
- ・異常行動がみられることもあるため、発症後、発熱している間はお子様が一人にならないようにしてください。
- ・けいれんをおこしたとき、呼びかけに 응답しないときは、至急、病院を受診してください。
- ・発熱や咳が続くなど症状が残るときは、再度受診してください。

神戸市医師会

神戸市教育委員会